

パブリックコメントをいただきました

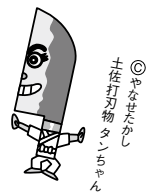
ご意見をお寄せいただきありがとうございました。

前号（第40号）の条例案を参照しながらご覧ください。

「産業振興条例」は、執行部の条例を策定する初めての取り組みであり、貴重なご意見をいただき大変参考になりました。

「政務活動費に関する条例」は、議員個人の資質向上や議会の機能強化の推進を目指し、導入に踏み切りました。

香美市議会は、今後も議会改革の歩みを止めることなく、これらの条例の趣旨も踏まえ、市民の皆様により身近な開かれた議会を目指し活動してまいります。



香美市産業振興条例(案)

【ご意見】

条例案には予算に関する記述がなく、施策が際限なく広がっていく可能性があると思われます。

第5条1項を「市は、前条各号の施策を行うにあたり、毎会計年度の予算の範囲内において、次に掲げる措置を講ずるよう努めなければならない。」と改めては。

【回答】

「毎会計年度の予算の範囲内において」との文言を使うと、執行部の施策策定に取り組む積極性を阻害する可能性があるため、原案のとおりとします。

【ご意見】

受け入れ側の体制により、施策策定が既に困難となっている事例もあることから、第5条1項を前述のように改めるとともに、第5条第1項第1号を「基本的な施策を推進するため、前条に基づく具体的な施策を策定し、実行すること」としては。

【回答】

施策策定が既に困難となっている事例もあるとのことご指摘ですが「各号毎に具体的な施策を…」の部分については、関係団体への聞き取り調査で要望のあったもので、案文のとおりとします。

【ご意見】

第10条第3項に「その内容を議会に報告しなければならない」とありますが、地方自治法に定められている議会の権限外だと思われることから、削除するべきでは。

【回答】

「しなければならない」を「するものとする」に変更します。

【ご意見】

この条例が制定されると、重複が予測される産業振興関連の審議会条例等を、二重行政防止の観点からも廃止する必要があるのではと考えますが。

【回答】

重複が考えられる農業振興対策審議会条例、商工観光振興条例、企業立地促進条例等については、内容を精査の上、執行部において条例の改廃を判断するのが望ましいと考えます。

香美市議会政務活動費に関する条例(案)



【ご意見】

条例案の第7条は「政務活動費の交付を受けようとする会派の代表者は、毎年度、政務活動費交付申請書を、議長を経由して市長に提出しなければならない。」となっていますが、何の計画もないものに対し、予算執行は認められないと思います。

そこで、第7条1項は「政務活動費の交付を受けようとする会派の代表者は、年度当初に予算を含めた年度計画書を作成し、議長の承認を得た上で、市長に申請しなければならない。」とし、第2項を追加して「年度計画に変更のあった場合は、その都度、議長の承認を得て、市長に変更申請をしなければならない。」としては。

【回答】

政務活動費は「議員の調査研究その他の活動に資するために必要な経費の一部として交付されるもの」であり、議員の調査研究その他の活動が、

- ① 政策形成にかかわる調査・企画・立案を行うこと
- ② 政策形成に必要な情報収集、意向調査、意見交換などの活動を行うこと
- ③ 政策形成に関する調査研究の推進に資するため、議案調査、事務調査などの活動を行うこと
- ④ 政策形成に関わる要請・陳情活動を行うこと

等であると考えられている経緯から「何の計画もないものに対し」というご指摘は当たらないものだと考えます。

県内他市では、高知市議会のみが事業計画及び収支予算書を添えて申請しています。

本市議会では、他の市議会の例等も参考に、政務活動費運用基準の中で、政務活動実施毎に計画書と報告書を議長に提出することを義務付けています。

また、年度毎の活動実績報告で活動費に執行残あった場合は、残額を返還する手続きも定めています。

【ご意見】

第10条で「市政に反映させる活動その他住民福祉の増進を図るために必要な活動に要する経費」とありますが、これに該当するのかどうかを何処が判断するのか、本条例では示されていません。

兵庫県の事件等を踏まえると、該当するの否かを議員の良識による判断では、市民の理解は得られないのではと考えることから、政務活動自体を判断する委員会を設置する等の必要があると考えます。

【回答】

本市議会では、政務活動費を充てることのできる経費を別表として定めています。

各費用の定義についても運用基準の中で厳格に規定するとともに、拡大解釈できる項目や按分を要する項目（資料購入費、会議費、人件費等）については、認めないこととしています。

また、ご指摘の兵庫県の事件等も踏まえ、交付の対象を議員個人ではなく、会派とし、第3条で（会派の責務）を、第4条（議長の責務）を定めることで、透明性の確保、説明責任を担保しています。

【ご意見】

第14条第1項で「決定の取り消し及び返還」の判断は議長に一任されていますが、市費の支出に関しては当然、会計監査を受けなければならない（政務活動費に関する監査）の項目を追加する必要があるのでは。

【回答】

第12条第2項に「議長は前項の規定により収支報告書の提出があったときは、当該収支報告書の写しを市長に送付するものとする」の一項を追加し、以下項下げし、第14条第2項を「市長は、前項の規定により報告があったとき又は、監査委員より目的外使用等の意見があった場合は、当該部分に係る交付の決定を取り消し、期限を定め当該政務活動費の返還を命ずることができる。」と変更します。

【ご意見】

政務活動費の算定に関しては、第三者機関を設け、市長が諮問し額を決定しては。

【回答】

政務活動費の法的性格は、地方自治法第 232 条の 2 の規定に基づく「補助金」とされています。報酬ではありませんので、市長が第三者機関に諮問し額を決定する手順はなじまないと考えます。

【ご意見】

政務活動費は、会派に交付するとされていますが、会派の所属議員数に月額 1 万円を乗じて得た額を交付するわけですから、議員個人に対して交付され、結局は議員個々の第 2 収入となるのでは。

【回答】

会派の所属議員数は、単に会派ごとの交付額を決定する際の算定基準とするもので、政務活動費は、議員個人に対して交付されるものではありません。また、その用途も限定されていますので、議員個々の第 2 収入には当たりません。

本市議会では、政務活動費の助成を制度化し、会派の調査研究その他の活動の充実を図ることで、議員個人の資質向上や、議会の機能強化を推進したいと考えています。

そこで、この趣旨をより明確化するために、条例案に前文を追加し第 2 条第 2 項に以下の条文を追記しました。

第 2 条第 2 項

政務活動費は、議員個人に交付されるものではない。



©やなせたかし
さくらてんし

香美市議会政務活動費に関する条例は 16 対 1 の賛成多数で可決されました。
賛成・反対の討論がありましたので、以下に掲載します。

賛成討論 小松紀夫議員（要約抜粋）

香美市議会は、平成 22 年より議会改革に邁進してきた。市民に開かれた活力ある議会を目指し、会派制・一問一答方式等の導入、議会基本条例・政治倫理条例の制定、さらに本会議のインターネット中継、年間 24 カ所での議会報告会も実施し、全国の議会改革度ランキングでも上位に位置する議会となった。
しかし、議員が個々の資質を向上させなければ改革の速度に

対応できず、議会改革を成し遂げることはできない。
このことから、政務活動費を導入し、議員の資質向上や、議会の機能強化の推進を図る一助とすることが必要だと考える。
また、政務活動費については、一定の批判があることも承知しており、充てることのできる経費の範囲を絞り込んだ、全国的に見ても極めて限定された範囲での政務活動費である。

反対討論 山崎晃子議員（要約抜粋）

議会（公務）以外の議員活動は、地域見回り・対話・報告・相談など、市民と直接関わる活動と先進地視察・学習会・研修会など、知識や資質の向上等を目的にした活動がある。公務としての費用は「公費」から拠出されるが、それ以外の自主的活動は議員報酬の中から捻出するのが妥当だと考える。
また、導入に関し市民の理解を得る努力が不足している。議会は、昨年の議会報告会でのア

ンケート、2 月の広報でパブリックコメントを求めた程度である。アンケートの結果も「必要ない」と「わからない」の合計が「必要である」を上回っている。
今、消費税増税等の影響で市民生活は厳しい状況にある。こんな時こそ市民の生活に直結する施策の充実等を最優先に考えるべきである。導入はそれからでも決して遅くはない。